

## 京都府乙訓郡上植野村総代日誌（五）

安國陽子  
玉城玲子

本稿は、京都府向日市内の旧大字の一つである上植野<sup>（安國陽子の）</sup>地区で作成され伝来した上植野区有文書の「日誌」のうち、一八八六年（明治一九）一〇月一日から一八八九年（明治二二）一二月末までを「上植野村総代日誌」として翻刻するものである。

『社会科学』第五一巻第四号に掲載の（一）、同第五二巻第一・二号に掲載の（二）、同第五二巻第三号に掲載の（三）、同第五二巻第四号に掲載の（四）に続き、今回の（五）は、明治二二年七月一日から同年二月二七日までの翻刻である。明治二二年の日誌は同日で終わっており、これをもって総代日誌の掲載は終了する。日誌はこの後も書き継がれていくが、町村制施行後の作成者は「字上植野」または「字上植野区長」である。

資料の概要および翻刻の経緯については、（一）に掲載の解題を参照していただきたい。なお、末尾に参考資料として上植野区有文書の「役員拝命簿」を付載したので、併せて参照していただければ幸いである。

### 凡例

一、表記は原則として次のように統一した。

- (1) 原文に適宜読点、並列点を付した。
- (2) 使用字体は常用漢字とし、異体字・俗字・略字や明白な誤字などはそれぞれの正字に改めた。ただし地名や人名に關するものはそのままにしたものもある。
- (3) 変体仮名や合字は現行の字体に改めた。
- (4) 判読不能の文字は、字数の明らかなものは字数分を□で示し、字数の不明のものは「」で示した。
- (5) 抹消部分は省略し、訂正がある箇所は訂正後の文字のみを記した。
- (6) 原本で日付の左脇に入っている頭注的な記載は、（欄外）

とし「」中に記載した。

一、内容や形態を理解するため、次のように適宜注記を付した。

(1) 誤字・脱字・宛字などについて、適宜（ ）で傍注した。ただし同じ誤字・宛字が繰り返される場合は、傍注は初出のみにとどめた。

(2) 意味が通じにくいが原本のままとしたものは（ママ）、原本の文字に疑問がある場合は（カ）、衍字と思われる場合には（衍）と傍注した。

(3) 本文以外の箇所や挿入された部分は「」でくくり、（表紙）、（挿入）などと傍注した。

(4) 人名・寺社名や地名などは、同一のものに幾通りかの表記がみられるが（植田と上田、法華寺と法花寺、物集女と物集など）、そのままとし、傍注は付していない。

一、今回の分の翻刻にかかわった氏名は以下の通りである。なお、翻刻文の校正には辻真澄氏の協力を得た。

梅本香織 木本陽子 駒井裕 重岡伸泰 高久嶺之介  
玉城玲子 辻真澄 西村卓 長谷川澄夫 向井直子  
安國陽子 山崎達雄（五十音順）

明治廿三年七月 区長 永井九郎左衛門

代人 清水市右衛門

七月一日 晴天 午前第八時ヨリ町役場開業ニ出頭スル事、午後四時帰宅ス

七月二日 午前第八時頃ヨリ永井・清水兩名出頭シ、事務取締り係ル事

七月三日 雨天 午前第八時頃ヨリ清水・永井兩名出勤ス、午後清水向神社々務所へ集会ニ行コト、本日上川原土方費五拾貳錢ノ処三ツ割分拾七錢四厘、民秋岩二郎方へ養水金之内ニテ相渡シ候也、町役場ヨリ伏見へ花火ノ筒ヲ賃錢五錢ニテ持シテヤルコトヲ依頼ニ相成候也

七月四日 午前第八時ヨリ兩名出勤、徴兵検査本月十二日午前四時ニ出頭スルノ請書ヲ認メ各戸へ押印サスコト、認訶証<sup>可</sup>ヲ分署ヲ経テ町役場へ差出スコト、植田九郎兵衛より森好松ノ田地求メルニ付、村方貸付金森好松ノ野添へ弍反ニテ証文切替ルコトヲ<sup>頼</sup>依頼ニ相成候コト

神事費ハ旧神輿金内へ社倉金ヲ以百円ヲ廻シ、此り子ニテ仕払ヒスルコトニ決ス、加茂瀬山林上納諸係り金ハ戸別出シヲ以テ

仕払ヒスルコト、使丁佐々木治三郎ハ町役場ヨリ月給金三円五拾銭下ケ給ハ其儘ニテ渡スコト、村中戸別米壹升・麦壹升ヲ渡ス分、是ヲ現金ニシテ其時貯金ヘ預ケルコトト申聞スコト  
同夜出席委員小野利右衛門・民秋徳兵衛・小嶋政次郎・和田伊兵衛協議之上、右件ヲ決スルコト

七月五日 雨天 午前第八時頃ヨリ兩名出勤シ、前半季協義費森本村清水太兵衛持参之事、次ニ字上川原堤坊東端草生地向日町梶卯之介請地サス事ニ付、当事務所えよ（呼）寄セ民秋徳兵衛周旋ニテ金六拾銭ニテ年々上納スル事決議スル事、直（交む）ヲ小作証々翌日ニ廻ス、町役場より徴兵検査係リ人名、来ル十二日検査ニ時間無違様為メ受証々夫々取纏メ差出ス事

七月六日 晴天 午前第八時頃ヨリ兩名出勤シ、越中富山葉商当村岸部治三郎方は迄預ケ置有之葉之件ニ付、事務所帳簿照合依頼相見事、了テ字下川原ニテ墓所地所請地件ニ付、木ノ山武兵衛事務所迄罷越、右請地凡何程テ請地スル否尋テ後時間返事スル事、次テ植田九郎兵衛字野添え地所買求ニ付、村共有金森好松より抵当ニ差入有之物品ヲ植田九郎兵衛名前前ニ訂正依頼罷越シ、次テ村会計方林田龜次郎方移ルコト  
午后一時頃ヨリ大藪校役場、当村区長及総代兩名旧要水講金精

求ニ罷越シ、午后四時頃ヨリ帰宅ス、午后五時頃ヨリ字上川原草生地梶卯之介え小作地ヲ検査スル事、民秋徳兵衛氏依頼シテ行事、午后七時頃ヨリ民秋氏・和田伊兵衛・小嶋政次郎・小野利右衛門・兩名とも都合鳥好ニテ新区開業式行、同日鳥好宅小野五郎右衛門見、ともく酒会行、了午后十一時頃ヨリ帰宅ス

七月七日 晴天 休（欄外）「一日曜」 午后五時頃ヨリ字調子区より当村金矢壺本拝借人足式名ニテ相見、規則証々認メテ借ス事ニ決ス、了午后六時頃ヨリ帰宅ス

七月八日 雲天、午后壺時雨天也 午前第八時頃ヨリ兩名出勤、新神足村字調子村ヨリ井戸突道具借リニ参リ、成規之通一日損料五拾銭ノ割ヲ以テ貸与候也、植田嘉左衛門長女ギン就学本月ヨリ八月十日迄猶予ノ願ヲ認メ渡ス、本日乙訓村字迎川原堤坊原向日町梶卯之助へ請地小作証証ヲ認メルコト、郷倉北建築ノカベ土コシラへ西ノ土コネ土佐屋根葺仕舞迄、土方手間拾四人ニテ中小路熊五郎請負スルコト、地ナラシ又四人ニテ請取コト、民秋氏御苦勞ニ相成、上川原村中持・乙訓村字迎川原堤原杭ヲ入ルコト、次ニ郷倉北ニテセンダンノ木売却スルニ付、木ノ山武兵衛咄シ代価式拾五銭売渡ス約定スルコト

七月九日 雨天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、営業上リ高調  
ヘニ係ル、秋田熊次郎方へ井坪三方原ノ地ヲ竹木代金壹円年々  
貳拾錢ヅ、ノ下作料ニテ請地サスコトニ相成、徴兵検査ニ付  
出頭ケ認メルコト、検査本月十二日午前四時ニ出頭スルコト

七月十日 朝小雨 午前八時兩名出勤ス、久我村外三ヶ村ニ係  
ル悪水講割戻シノコト、八日集会之上端書ヲ以テ返事ニ相成、  
左ニ

過日御督促ニ相成リ悪水講割戻シ之義、昨八日久我村外三ヶ村  
集会致シ候処、該講金貸附徴集方法及割戻シ則支払方法等ヲ聯  
合會議ニ附シ施行致度義、本月十六日郡長え各村長ヨリ請願可  
致談決ニ相成候間、右議決之上払戻シ迄延期被成下度、此段御  
確答仕候也

第七月九日

前頭會議致度ノ理由ハ後日御面会之上可申述候也

表面ニ

府下乙訓郡向日町

乙訓郡久我村

字上植野

外三ヶ村長

区長御中

午後六時頃ヨリ字調子村金矢返却相成候、三日代金壹円五十錢  
受取候テ帰宅ス

七月十一日 晴天、雨天 午前第八時頃ヨリ向日町役場兩名と  
も土地名寄帳計算候ニテ兩名役場出張ス、次ニ字上植野各營業  
者上リ高取調書差出ス事、午後六時頃ヨリ帰宅ス

七月十二日 午前八時ヨリ兩名出勤ス、會計林田龜次郎氏ヲマ  
ネキ神事費ハ勘定ス、改メテ借りノコトヲ、小学不就学ノ者へ  
<sup>(注)</sup>任意ノコトヲ名前付ヲ以テ校長より依頼ニ相成候也、午后一時  
頃ヨリ井出樋口直シ中小路熊次郎式人分ニテ請取ル事約定ス、  
<sup>(日脱カ)</sup>同より始メル

七月十三日 晴天 午前第八時頃ヨリ出勤シテ、井出掛ケ人足  
藤田治郎吉・安井直次郎・堀池半右衛門・植田嘉左衛門・藤田  
重郎兵衛・藤田吉之介・中小路宗左衛門・湯川伊之介・小野喜  
四郎、以上九人足也

同日町会ニ行コト、清水・永井・小嶋、同日午後八時ヨリ各伍  
長集会ス、徴收期日ノコト、掃除ノコト、寄留出入届ケ之コ  
ト、十七日区中休日之コトヲ口達ス、同日午后民秋氏え金八円  
三十八錢渡スコト

七月十四日 午前晴、午後雨降 <sup>(欄外)</sup>「一日曜」 午前八時ヨリ永  
井・清水出勤ス、井出係ケニ行、地価持人足秋田駒吉、村人足

中小路勘左衛門・永井庄助ヲ遣スコト、中小路熊五郎和井川土手直シニ係ルコト、午後より

七月十五日 雨降 午前八時ヨリ町役場へ兩人出勤スルコト、社倉金返納件ヲ町長より口達アリ、午後八時ヨリ民秋・小の・和田・湯川・小嶋・小嶋・区長兩人出勤スルコト、社倉返納之義ニ付協議ノ件、愈々明十六日百何円金額証々引換ニテ返金スルコト、右金小嶋政次郎方テ借入スルコト決議ス、当村補成講廿一日決議ス、了テ午後十時頃ヨリ退席ス、野畑紋九郎死亡ス

七月十六日 雨天 午前第八時ヨリ区長兩名出勤ス、小嶋政次郎方ヨリ金百五十円借用シテ社倉金返附百四円九十式錢ヲ返附ス、古証文ハ持帰り候也、兩人共町役場へ名寄帳ノ取調へニ出頭ス

七月十七日 晴レ 午前八時ヨリ兩名出勤ス、町役場出頭シ、午後三時帰村スルコト、村中休日、補成講発符ヲ出ス、区中へ口達ス

七月十八日 晴レ 午前八時ヨリ永井・清水共出勤ス、他村へ当村補成講日限発符ヲ小使治三郎ニ発付サスコト

七月十九日 雲り有、小雨降 午前八時ヨリ出勤ス、郡費切符（ママ）ヲニ係ルコト、午前六人部官修繕願ニ宮惣代印形ヲ捺印スルコト、午後四時三拾分ニ切符出来候ニ付小使ヲ以テ町役（場脱）へ持参ノコト

七月廿日 雨天 午前八時ヨリ永井・清水出勤ス、藤田治郎吉妻ツネ出生三女子届ヲ認メ届ケ出スル事、永井いと廃業ノ届ケヲスルコト、町役場ヨリ切符送附ニ相成、依テ各伍長へ送付スルコト

七月廿一日 大雨天 （欄外）「一日曜」 午前八時ヨリ兩名出勤ス、本日補成講相勤メ候処、世話方廿一名内ニテ旧一組要水講金ノ件々ニ付小嶋久兵衛始メ中小路弥三兵衛・湯川伊之助三名御苦勞ニ相成候、本日講落札ハ永井治郎右衛門老枚、藤田吉之助・永井五兵衛老枚、森山宗兵衛・巖嶋熊二郎半枚落札之コト

七月廿二日 小雨降 午前八時ヨリ出勤ス、同十時ヨリ町会議ニ行コト、午後五時ニ帰村ス、町費取纏メノ根帳送付相成、前田善伍、会議案ハ呼役壺名撰挙ノコト

七月廿三日 大雨降 午前八時ヨリ区長兩名出勤ス、町役場費

徴収ノ切符書ヲスルコト、午後貳時ニ出来シテ町役場へ小使ニ持セ遣スコト、種痘善蹟・不善蹟ヲ取調ノコト役場へ差出スコト、同日午后八時頃ヨリ各組長総会スルコト、第一条、村中領分田地虫送りスルコト、道順序は是迄秋季道造場所各組長篝火ニテ送ルコト、了テ第二条ニテ、町税切符各戸数紛失無之様<sup>注</sup>意シテ各組長え渡スコト、閉会午后十一時頃<sup>才脱カ</sup>リ

七月廿四日 風雨大降 午前八時ヨリ兩人出勤ス、町役場助役小野氏電信調ヘヲ口達ニ相成、区長より調へ出スコト、町役場費町税切符ヲ他所へ小使ヲ以テ送付スルコト、午后ヨリ学齡子童ヲ各親え諭説スル事

七月廿五日 午前八時ヨリ永井出勤ス、永井弥四郎より妻ノ籍引戻ニ付御依頼ストテ、所名番号等及町長ノ名前ヲ記ス渡スコト、小学校就学ヲス、メルコト、植田吉郎兵衛出生届ケヲ認め渡スコト、区長兩名・民秋氏御苦勞ニ相成、火燒場所へ組ハ柳ケ町九人手南坪ノ端、ほ組芝ケ本角上ノ所、に組ハ淀井長池ノ角、は組荒毛東下烏田乾角、ろ組ハ定使田道ニス、い組ハ西京下和田田坪ノ端、右場所ニ決ス

七月廿六日 晴天 午前第八時頃ヨリ永井氏休、清水出勤シ

テ、事務所居宅北裏口井戸及庇シ立設、大工藤吉及巳之介、人足貳人ニテ立掛ルコト、午后ヨリ学齡子童就学人取調書差出し、次ニ勸農社地係リノ町税持参スルコト、煙草植付反別及収穫高取調ノコト、次ニ電信杭取調行コト、了テ午后六時頃ニ帰宅ス

七月廿七日 晴天 午前第八時頃ヨリ兩名出勤シテ、煙草植付株数反別取調ニ付、各戸より申出記載スル事、次ニ電信機図調整シ、及東口橋直シ人足ト事、又民秋氏より農事行届キ不屈ケ戸々え事務所呼寄セ、右件々委細諭説スル事、次ニ午后早々各組長<sup>(薪カ)</sup>タタき金渡スコト

午後六時頃ヨリ各組長及農務委員・総代・区長<sup>(照)</sup>天正皇太神宮祭拜ニテ、其燈明火ニテ各組長線香ニ持帰ル事、其火ニテ各戸一時光ヲ付、夫ヨリ是迄秋季道造帳場タイムツニテ廻ルコト、又イ組ハ送仕舞、燒納場各組長場所は左ニ

イ組ハ元綾之町焼 　　に組ハ元長池ニ焼  
ろ組ハ定使田中央焼 　　ほ組ハ芝ケ本辻

ハ組ハ伍位田・烏田・神楽田中央焼 　　へ組ハ柳ケ町東ニ  
同日午後菱川村出火有之、高張ハ湯川岩次郎、龍吐水ハ行シハ野口友吉・木山多吉・藤田甚平・岩吉・森山竹松也、帰リハ野口友吉・高橋富吉・木ノ山多吉・藤田岩吉ト四人也

七月廿八日 晴レ <sup>(備)</sup>「日曜」午前八時ヨリ惣代・区長出勤ス、湯川岩次郎ヨリ神興金借用依頼ニ相成、貸付スルコト、煙草作付下調ヘラスルコト

七月廿九日 晴天 午前八時ヨリ区長・惣代出勤ス、本日元一組要水講件ニ付小野・民秋・和田・小嶋、羽束石村役場へ出頭スルコト、永井向日町役場へ行コト、電信柱敷地手当金受取書ヲ認マルコト、午后七時頃ヨリ各五長集会スルコト、龍吐水買求ノ事披露スルコト

七月三十日 晴天 午前第七時頃ヨリ兩名出勤、煙草反別坪数ヲ実地付取調ス、又事務所井戸家形家根藁スル事、重介手伝人とも式人ニテ藁事、人足午前四人・午后三人、午后一時頃ヨリ清水役場行、惣代給・文具料・炭茶及議員日当とも請取候、次ニ電信柱敷地料受取差出スコト、次ニ井出掛ケ人足十三人ニテ民秋氏人足廻スニ依頼スル事

七月三十一日 晴天 午前第七時頃ヨリ兩名外二小じま政次郎・和田伊兵衛・民秋徳兵衛・小野利右衛門六名出京シテ、事務所井戸車及ツブレ買求、改良唧筒・鳶六丁・水桶鉞力制式拾一個・算盤三挺買求テ、後午六時帰宅ス、次ニ今里村え諸掛ケ小

使ヲ以テ差出ス、郡杭木車老輛着スル事

八月一日 晴天 午前第八時頃ヨリ煙草反調ノ事掛ル、午后早々旅所郷倉物入建設地築人足取ル事、次ニ井出損失ニ付俄ニ該人足出テ廻ス事、了テ地築ニ取掛リ、午后七時頃ヨリ明三日懇親会員報知スル事

八月二日 晴天 午前第八時頃ヨリ事務所井戸家形かへヌリ左官老人・人足三人ニテ整ス、又旅所物入地築は錢中小路熊次郎外式名担ス、次ニ明三日懇親会ニ付鳥好事務所相談越シ、老人七錢ニテ抱ス事、次ニ煙草反別調整ニ付各戸毎々ニ調印スル事

八月三日 晴天 <sup>(備)</sup>「同日旅所郷倉北ツラノ棟上スルコト」  
午前第八時頃ヨリ兩名出勤シテ、煙草反別取調書差出スコト、午后一時頃ヨリ当村法道寺宅ニテ地価持一統懇親会開、問題、第老条ニ火防件ニ係リ今度新調龍吐水及鳶打、水籠ハ鉞力制式拾個整スル、了リ第二条ニ明年ヨリ上植野区肥料買求件々係リ決議シ、右式件とも決議シテ了テ祝エン会、午后九時頃ヨリ退席ス

八月四日 晴天 <sup>(マ)</sup>曜日 休ス

八月五日 晴天 午前第八時頃ヨリ永井氏京都人足連テ龍吐水取行コト、清水事務所ニテ事務勤ルコト、生嶋信吉生産届差出スコト、法道寺過日席料金五拾錢差出スコト、次ニ小使治三郎鶏冠井村神事費残り金取纏メ遣スコト、同日午后三時頃ニ改良唧筒事務所え着相成候、午后八時頃ヨリ各伍長集会、改良唧筒新町村限ニ取扱ノコト、其他村龍吐水已之事ニテ、又新唧筒ハ新町村雖モ総代答ノ上持行事決ス、猥リニ持行事禁止ス、次ニ明六日川堀、後壺日領中溝堀スル事、明後八日より水番始メスコト、午后十一時頃ヨリ帰宅ス

八月六日 晴天 午前第八時頃ヨリ村中川堀スル事、朝掛リニテ字西ノ口ニテ改良唧筒村中一統見セテヤリハジメスル事、蔵ノ中張板ヲ大工藤吉ニ六人ニテ受取スコト、民秋・和田兩人奥海印寺瓦長へ御苦勞ニナルコト

八月七日 晴天 午前八時頃ヨリ兩名出勤ス、嶋田佐助土藏網戸引手ヲ直スコト、午後瓦半尋スルコト、元一組要水講金件ニ付、久世村長井ノ上藤治郎宛ニテ端書ヲ出スコト

八月八日 晴天 (挿入)  
「同日郷倉増建左官朝テシテ午前第十二時迄片付ルコト」

午前八時頃ヨリ兩人出勤ス、高橋長兵衛ヨリ瓦送付ニテ并三百式拾枚、外ニマド式枚并ノ内ニ割シ拾枚ノ受取書ヲ出スコト、本日日出ヨリ水番始メルコト

同日午後七時頃ヨリ各伍長諫ヲスルコト、区内人民へ荒ホタヘヲスルコト決シテ相ナラスコト、若哉ワルホタヘスル者有時ハ確實ナル者ヲ以テ事務所へ届ケ出ル者アル時ハ事務所ヨリ告発スルコト、伍長ヨリ小前へ口達ノコト

八月九日 晴天 午前八時ヨリ兩人出勤ス、京都市下京区仏光寺通新町西へ入菅大臣町廿四番戸平民塩瀬浄之助母いく・長女ゑい、当村内和田清右衛門方へ本月八日ヨリ寄留スルコト届ケ出スコト

八月十日 晴天 午前第八時頃ヨリ他所人足代取纏メスルコトニテ根帳調製ス、午后一時頃ヨリ植田嘉右衛門事務所罷出、過日来ヨリ依頼申置改良唧筒屋えヨク咄シ合申越相成候ニ付、午后八時頃ヨリ民秋徳兵衛・小の利右衛門・和田伊兵衛・小嶋政次郎・兩名とも六名相談スルコト、本日植田嘉右衛門より咄シニ抛レハ、一先唧筒屋持行事ニテ明日十一日人足安藤庄之介、永井・和田兩名依頼ニテ、午后十一時頃ヨリ退席ス  
同日午後七時二井出ノ水出テ番水ツブレテ明日休スミ小使触サ



ス事、同日午前より郷蔵北増建屋根葺始<sup>(葺カ)</sup>メル事

八月十一日 晴天 曜日<sup>(マ)</sup> 村中休 午前第七時頃ヨリ和田伊兵

衛・永井両名改良唧筒ニ付上京スルコト、事務倉中板張スルコト本日掛ル始メ、字西小路乘願寺境界溝堀中小路熊五郎サス事、又郷蔵北ニテ増建屋根葺島田重介外ニ老人ニテ、本日デ二日目ニ掛ルコト、同日ニテ屋根葺仕舞相成候

八月十二日 晴天 午前第八時頃ヨリ人足老人ニテ旅所後片付スル事、第八時頃ヨリ大工式名蔵内板張スル事、第九時頃ヨリ民秋徳兵衛及瓦長妻連テ罷越シ、瓦五坪ノ内代金払ニ付取敢ス事務所より七拾五錢渡ス、再民秋宅ニ連カイル事

八月十三日 晴天 午前第八時頃ヨリ諸払スル事、午后二時頃ヨリ龍吐水先筒取調ニテ人足中沢喜之介持帰りコト、同日午後二時頃ヨリ民秋徳兵衛方普請見込ニテ諸払金拾五円渡ス事

八月十四日 晴天 午前第八時頃ヨリ郡村宅及山林原野畑租とも切符書テ、午前第十一時頃ヨリ向日町役場差出ス事、次ニ諸払スル事

八月十五日 晴天 午前第七時頃ヨリ淀水垂石屋甚七罷越シ、延石整ヒシテ、小野氏・和田氏・植田氏・両名出勤シテ色々咄合スル事、同日午前第九時頃ヨリ各組長宅畑山林原野租税切符支達スルコト

八月十六日 午前第九時頃ヨリ雨天 午前第八時頃ヨリ両名出勤シテ、諸事務取係ルコト、野口宗右衛門及安藤庄之介両名罷宅疋ツ、各切符調整シ渡ス事、又井出樋口塞遣ス事

八月十七日 晴天 午前第八時頃ヨリ郡宅畑山林原野租税上納<sup>(揚脱)</sup>町役行コト、同刻ニテ民秋徳兵衛氏農務事尋、該ヒエ捨置場定<sup>(置カ)</sup>署事、又村民ニテ下草苧取事禁止スルコト各組伍長論説スルコト、猶又領中溝川堰クコト禁止<sup>(ス脱カ)</sup>ル事ニテ、午后三時頃ヨリ帰宅ス

八月十九日 雨天 午前八時区長兩名、小野・民秋・和田・小嶋御苦勞ニ相成、書類ヲ新蔵へ入ルコト、午後八時頃ヨリ大供<sup>(供)</sup>水ニテ、同十時頃ニ上川原今里領ノ堤防切ノニテ村中田地水ツカリニ相成、い組中へ水入候ニ付、其夜村中人足十五以上六十以下ノ者惣出ノコト

八月廿日 雨天 午前ヨリ続テ水留メニ付、村中ハ惣出入足、森本村ヨリ人足<sup>(ママ)</sup> 向日町人足町中惣出ニテ、かいて村人足<sup>(ママ)</sup> 手伝被下候コト、其夜十時頃ニ村方人足引コト、番ハへ組一統ノコト

八月廿一日 晴天 午前七時ヨリ村中一統人足ニテ土持并ニ<sup>(蛇)</sup> じや籠ヲスルコト、買入人足ハ杭打ヲスルコト、夜番四人

八月廿二日 晴レ 午前八時ヨリ地価持一統人足之事、其外買入人足、午後ヨリ家別人足ヲトルコト、本人ヨリ人足一人米五合渡スコト、半人ハ式合ツ、ニ決ス、米ハ小の・小嶋・民秋・秋田共白米五斗ツ、出スコトニ相成、午後八時ヨリ区長兩名・小の・秋田切符ヲスルコト、夜番ハ三人

八月廿三日 晴レ、午後三時頃白雨 午前七時ヨリ水留堤防ヲ築建ニテ村中戸別人足ヲ取ルコト、夜番三人  
午後九時流木入札候処、壹円五拾五錢ニテ植田林右衛門へ落札ニ相成候也、人足弁当料ヲ壹升宛ニ渡スコト

八月廿四日 晴レ 午前七時ヨリ村中一統人足ノコト、迎川原切所へ出勤スルコト、西国街道小畑川借<sup>(坂)</sup>リ橋ノ件ニ付、郡役所

ヨリ小山氏出張ニ相成、減価ニテ村方へ請負ヲスル様申来リ候へ共、仕法帳調テ差出シ候也

八月廿五日 晴レ 本日西ノ口橋掛ケ買入人足ニテ掛ル也

八月廿六日 雨降 午前切所い組・は組・へ組トハ一日、ろ組・に組・ほ組午後半日人足之コト

八月廿七日 晴レ 本日ハ午前ヨリろ組・に組・ほ組一日人足之コト、小畑川橋掛リ当村ト今里ト両区立会ニテ地方税ニテ郡役所ヨリ請負スルコト、橋出来スルコト

八月廿八日 雲り有 午前七時ヨリ小野・小嶋・和田・清水・永井・中小路弥共ニ切先ノ田地見ニ行コト、人足ハい組・へ組水留メ上へ土砂ヲ持スコト、は組ハ西ノ口より下ノ川ヲサラヘルコト

八月廿九日 晴レ 午前七時ヨリ事務へ小野・民秋・小嶋・和田・清水・永井出席ス、水留メ費諸払ヲスルコト、伍長ヲ以テ字向日町・森本・鶏冠井へ礼ニ行コト、村内人足弁当代米ヲ渡スコト

八月三十日 晴レ 午前七時ヨリ出勤ス、字和井川樋ノ口より下へ西ノ口迄、村中ヨリ人足ニテ川堀ヲスルコト

八月三十一日 雲天 午前第七時頃ヨリ工事係リ及兩名とも事務所出勤シテ、堤坊係リ事協義スル事、午后一時頃ヨリ兵行軍ニ付小畑川道造スル事、又午后向日町長出張シテ色々談示スル事、了テ夕方より村中地価持一統協義スル事

九月一日 雲天 午前第七時頃ヨリ兩名、郡役所郡長・府會議員常置員植野<sup>上</sup>弥一郎及加藤・向日町長立合上、実地検査相成、午前第十一時今里村送ルコト、又民秋・和田・小嶋三名は徴兵行軍ニテ小畑川道造人足ニテ直ス事、午后一時頃ヨリ蒲団三拾帖向日町差出スコト、午后一時頃ヨリ民秋・和田・小嶋・清水字迎川原切所凡何間計行事、了ニテ牛ヶ瀬村人足拾五人差出事依頼相成候、早々各組長集会シテ老組ニ付廿戸以上人足三人宛差出コト、廿戸以下式人ツ、差出スコト、俄ニ向日町より徴兵宿ニ付カヤ<sup>（駈）</sup>四張差出コト依頼相成候付、早々取纏メスルコト、又午後六時頃ヨリ今里区より能野<sup>（野村）</sup>儀兵衛・小山宇三郎兩名、堤防切所事ニ付示談当事務所罷出候、午後六時五十分帰宅ス、又牛ヶ瀬行各組長鬮引ニテ、へ組伍長人足廻相成候ニテ帰宅ス

九月二日 雨天 <sup>（挿入）</sup>「午前第七時頃ヨリ牛ヶ瀬村京行道造人足、村方ニテ十五人、外二人足廻スへ組長小の幸太郎、外二い・に各式人ツ、ろ・ほ・は各三人ツ、へ組人足式人」

午前第七時頃ヨリ向日町役<sup>（場脱）</sup>より蒲団取行人足式人差出、民秋・小野・小嶋・和田堤坊実地検査シテ見積書ヲ長谷川迄差出ス事

九月三日 晴天 午前第七時頃ヨリ永井氏は堤坊見積書町役所え長谷川手元迄差出ス事、又就学人員取調書差出分尋ニテ、次ニ水害掛ル田地<sup>（返）</sup>下願書手續尋行、又清水・民秋・和田・小嶋各蒲団老帖ニ付老銭五厘ツ、付テカヤ<sup>（倉）</sup>シニ行事、又カヤハ老張ニテ式銭ツ、候也、午后京都府書記宮尾<sup>（倉）</sup>越官実地検査出張スル事、又他所人足不参賃金取纏メ行事

九月四日 晴レ 午前八時頃ヨリ区长・惣代・小の・民秋・小嶋・和田向日町役場へ堤坊件ニ付出頭スル、小嶋久兵衛ハ事務所ニテ、午後六時頃ニ字今里より地方税補助金ヲ除ク残額之内四分ハ字上植のより出金スルコトニテ、式百五十四円四拾五銭ヲ以テ修築ノ請負ヲスルコトニテ請書ヲ出スコト、午後十一時ニ帰宅スルコト

九月五日 小雨降 午前七時ヨリ前日諸君御苦勞ニ相成、四ツ

塚石や来り石樋ノ積リヲサスコト、午後早々小の・民秋兩人京都へ御苦勞ニ相成、和田ハ伏見へ御苦勞ニ相成候、区长・惣代・小嶋・小嶋久四名ハ午後より荒地丈量ニ行コト

九月六日 雲天 午前第七時頃ヨリ工事係リ及兩名とも相談ニテ、午後一時頃ヨリ伏見石政行、続ニテ京行ニテ午後六時頃ヨリ帰宅、伏樋石工積書ノ事、京都・伏見兩行は清水・和田兩名ノ事

九月七日 晴天 午前第七時頃ヨリ再度民秋・小の・永井・清水・小嶋相談之上、京都石屋定約定書スル行事、京都市は永井・民秋兩名候也、和田・小じま・清水荒地免租係リ、同日午後ヨリ和田・清水山崎木屋迄杭木見行事、小じま兩名免租願書認メスル事依頼ス

九月八日 晴天 午前第八時ヨリ区长・惣代外四名出勤ス、三ツ橋石トめコト、堤坊見ニ行コト、郷倉北裏かベヲ返スコト、午後地佃持之内人足ニ湯川・林田・永井治郎右衛門三人ヲとるコト、井出樋ノコト

九月九日 晴天 午前第八時頃ヨリ村中字井坪井路堀スル事、

八組ハ小井川筋堀、又民秋・小嶋兩名伏樋、庭生松ヒクニ付字寺戸村尋行、事務所今里村惣代小山宇三郎、小畑川仮橋請負代金下渡相成候兩村立合上勘定在越候<sup>(罷)</sup>テ、午前第十一時頃ニ帰宅ス、午後ヨリ小山宇三郎切所真杭・巾杭建実地一応見行被下度依頼居候テ、小山宇三郎承知シテ帰宅ス、又午後荒地願書各戸ヨリ調印スル事、又地方税切符書テ町役場へ送り付候事

九月十日 雨降 午前七時ヨリ兩人出勤ス、荒地鍬下願ヲ町役場へ差出スコト、大工藤吉

九月十一日 雨降 午前七時頃ヨリ工事係リ出勤ス、森本清水七郎兵衛方へ中小路弥三兵衛・藤田吉郎右衛門表トリニ行コト、大工左右衛門<sup>(カ)</sup>雇入、安井直治郎人足ニテ杭持人足小林喜平次・秋田富吉人足トス

九月十二日 晴天 午前七時ヨリ係リ四人ト区长・惣代出勤ス、石樋ノ場所ヲ定メ、土方中小路熊二郎・湯川岩次郎・秋田助二郎・安井与左衛門、大工左右衛門ト雇入ト京都大宮松田庄助来り、切下田地示談済ニテ金百九十円ニテ買求メ候也

九月十三日 晴天 午前七時ヨリ兩人出勤ス、和田伊兵衛<sup>(マ)</sup>負請

場へ行コト、小嶋郡役所へ行コト、午後より小の・和田・小嶋  
出勤ス、小嶋ノ収税属出張ニ相成、地租減額ニテ区中一統へ協  
義ヲ係ケテ十六日ニ町役場へ持ヨリノコト、石運送ヲ始メルコ  
ト、山崎より丈杭百本文ケ申来ルコト

同日午後八時ヨリ地価持集会ス、地価減額ニ付台帳引直シ委員  
区長志名<sup>指</sup>ニテ小嶋政次郎・小嶋久兵衛ノ兩人ヲ依頼ス  
本日民秋君ハ京行ニ御苦勞ニ相成候也、樋石運送牛車式定

九月十四日 晴天 午前第七時ヨリ六名出勤ス、午後小の・民  
秋新田山へ木ヲ見ニ行コト、牛車三ツ石ヲ積コト

九月十五日 晴天 午前七時ヨリ小嶋・和田・清水・永井四人  
共新田山へ松丸太ヲ見行候テ、上里山へ行候処、上里山ニ大原  
野ノ松丸太才<sup>材カ</sup>八厘ニテ約定ス、宇の山ニテ中飯スルコト、字今  
里へ牛引車通行止ノ札ヲ橋迄ニ依頼スルコトニ参リ候処、其村  
牛ヲ通ス丈ハ札ヲ取除ルコトニ決ス、京都石屋参リ、廿日ヨリ  
樋伏セ係ルコトニ申置候、午後八時ヨリ係リノ者出勤シ係リ員  
ニ<sup>ツマ</sup>

九月十六日 晴天 午前七時ヨリ民秋・小の・永井・小嶋出勤  
ス、安井左右衛門ノ田地荒地代金貳拾八円ニテ買求メ約定ス、

清水君ハ京都石やへ行コト、和田伊兵衛ハ上里山へ松丸太ヲ買  
ニ行コト

九月十七日 晴天 午前七時頃ヨリ惣代・区長出勤ス、巖嶋熊  
次郎弟岩次郎、大津第拾壹中隊巖嶋岩次郎方へ祖父・祖母・  
父・母生年月并死亡年月日ヲ調ヘテ廻送スルコト

九月十八日 晴天 午前七時頃ヨリ区長・惣代外四名出勤ス、  
井出樋ノ内構ヲ見ニ行コト、町役場ヨリ社倉金割戻シ金ヲ六拾  
八円五拾壹錢五厘ヲ受取、受取書ヲ区長名ニテ差出スコト、迎  
川原敷請地人へ竹ノ破損ヲスルニ付竹ヲ調ヘル様ニ申渡シ候  
也、同日夜安井左右衛門字馬立地所証文調印シテ金貳拾八円渡  
スコト

九月十九日 晴天 午前六時頃ヨリ永井・小嶋政次郎兩名伏見  
裁判所、字馬立左右衛門地所并京都松田荘芥地所兩とも登記乞  
コト行、清水第八時頃ヨリ出勤シ、向日町六人部より回章ニテ  
明日午后集會趣申越相成候、承諾シテ順番廻スコト、又淀より  
割石三拾四駄着ス、淀着ニテ壹円七拾錢渡ス、清水着ニテ五拾  
壹錢渡ス、但シ壹駄ニ付拾五錢割、又井上勘右衛門石取駄賃七  
拾貳錢八厘渡スコト

九月廿日 小雨降 午前惣員出勤ス、永井・小嶋伏見へ行、石工始メル、午後清水氏氏子集会二行、石樋ノ堂台ヲ伏ルコト、樋ノ間テ壺尺ノ高(勾配)バイヤスルコト、氏子人足村より四人出スコトニ決ス

九月廿一日 午前晴、雲り有り 午前ヨリ区長・惣代出勤ス、屋根や壺人雇入ルコト、午後三時より字鶏冠井真経寺ニおいて向日町分署長加藤茂三郎氏ノ後員五条為明氏宴会ニテ出席ス、小井川石橋計三円ニテ高橋平七ニ請負サスコトニ決ス

九月廿二日 晴天 午前七時ヨリ区長・惣代・小嶋・民秋・和田出勤ス、午後民秋・清水郡村材木やへ行コト、同夜各組長集会スル事、問タイハ、地価百円ニ付七円拾銭減額(事脱之)ノ、次ニ向日神社十月一日角力ノ事、壺戸ニ付壺銭出ス事候得とも本年先年有志金銭額ヲ以テ支弁スル事候也

九月廿三日 晴天 午前第七時頃ヨリ向日社馬場土持人足壺人ニ付拾式銭ニテ四人遣ス事、次ニ同夜工事係り及区長・惣代相談スルコト、字西ノ口工事場直シ高橋平七・巖島熊次郎兩名咄シシテ近々取替ルコト、又次ニ字迎川原荒地土持スルニ付、帳場割ニテ村中一統え望ノ者入札スル事触ル事、午后十一時頃ニ

帰宅ス事、同日午前より地価金減額係ル事

九月廿四日 晴天 (挿入)「午前今里堤坊検査請求清水行、午后より久世村講金請求民秋・小の兩名行コト」

午前第七時頃ヨリ藤田吉之介、京都松田荘介方印鑑証明書ヲ取行事、又民秋・和田・清水字敷ノ下田地毛見行事、又次ニ地価減額係ル事、次ニ同夜切所止より新堤坊迄ノ間土持所え入札候処、持場所人三ツ割、村人民入札候処、午后十一時頃ヨリ帰宅ス

九月廿五日 午前第六時頃ヨリ永井・小嶋伏見登記所再三行コト、午前第八時頃ヨリ清水、六人部下賜金ニ付諸費金拾壺円六人部渡ス事行、又民秋・小の・和田工事出張所へ行

九月廿六日 晴天 午前六時ヨリ永井・小嶋淀登記所へ行、清水氏向神社ノ公債買ニ付京都へ行コト、民秋・小野・和田三氏ハ工事場へ出張シ、石工出来仕、京都石屋清水太郎兵衛来リ、石代・工手間共勘定スルコト、山崎土方福田卯之助方へ杭打ノコトヲ使治三郎ヲ以ヤル、古川五実(味)梅吉ト新神足井ノ上辰之助トへ行コト、小畑川橋車止ノ札ヲ郡役所へ持遣シ候処、退場ノ後ゆへ明日又郡役所へヤルコト

九月廿七日 晴天 午前七時ヨリ兩名出勤ス、午前十時ヨリ清水氏ハ鴨瀬山売却ニ付向日町津ノ平へ行、永井同盟会へ出席ス、桂川付替ニ付、樋爪ヨリ下植のより山崎へ国境迄、郡不服ニ付請願スルコト決ス、杭打書取入札ヲ古川・勝龍寺・山崎・開田入ルコト、午後ヨリ小嶋久・小嶋政・民秋ノ三氏地価減額之仕事ニ出勤スルコト

九月廿八日 晴レ 午前七時ヨリ出勤ス、杭打書取入札開札候処、羽束師村字古川五味梅吉へ丈杭式錢ツ、八尺老錢六厘、六尺老錢壹厘ニテ落札ニ相成候也、同日小嶋政次郎・小嶋久兵衛・区長・惣代地価減額ノ仕事ヲスルコト、午後八時ヨリ当区内地価持一統集會ス、西田水貫ヲ見檢スルコトヲ談示候処、明日午后早々ニ見ルコトニ決ス

九月廿九日 晴天 午前七時ヨリ出勤ス、和田伊兵衛孫ナヲ出生届ケ認メ渡スコト、午前第九時頃ヨリ古川杭打スルニ付当事務所迄罷越相成候、杭打落札相成候就テハ杭トギ老本ニ付老厘五毛ニテ古川エトガス事決ス、又水害際民秋氏式間丸太借入候処、本日ニテ返済スル事、人足小川孫左衛門ヲ以テ返済ス、午後早々地価持一統上川原より津僧迄分下見スル事、同夜地価持集會ス、工事係り中小路弥三兵衛・永井治左衛門・藤田重郎兵

衛三名ヲ差名ニテ

九月三十日 晴レ 午前七時ヨリ区長・惣代出勤ス、工事係りモ出勤ス、本日古川より杭打手始メスルコト、同日午前第九時頃ヨリ工事係り六名鬪引候処、左ニ記

九月卅日民秋氏・藤田氏出勤日、十月一日小野利右衛門・永井次左衛門出勤日、十月二日和田氏・中小路氏出勤日  
右之通り順番ニテ出勤相成候也

十月一日 晴天 午前第七時頃ヨリ植田林右衛門父林五郎死亡届ケ差出、永井氏町役場へ給料請求書ヲ以テ金受取方行、又工事場小野利右衛門・永井治左衛門出張ス、又和田伊兵衛向日社角力世話方ニテ金壹円八拾錢掛ケ費持參ニテ出勤ス、又清水・小じま兩名地価修正ニ係ル事

十月二日 晴天 午前第七時頃ヨリ工事係り集會スル事、杭木及金ノ事、工事場所出勤中小路弥惣兵衛・和田伊兵衛式名出張ス事

十月三日 晴天 午前七時頃ヨリ出勤ス、杭頭結ハ老本ニ付式厘、シガラミハ老坪ニ付八厘ツ、二、杭打ハ上并ミノ賃金ヲ打

コト、長サハ杭ニ応シテ賃金定メルコト

十月四日 晴天 午前七時ヨリ惣員出勤ス、切所杭打出来ニ付  
手間賃ヲ六円零錢八厘払フコト、小嶋久・小嶋政・永井九地働  
減額ニ係ル、西ノ口水留メルコト、西ノ口杭打始メルコト、西  
ノ口魚入札ハ三拾貳錢ニテ嶋重へ落札スルコト、巖嶋熊次郎水  
流シハ一坪ニ付壺升ツ、ノ損料ニテ決テスルコト、小林庄左衛  
門土方出来ノス見分濟之コト、金渡シ濟

十月五日 晴天 午前七時ヨリ永井出勤ス、清水加茂瀬山へ民  
秋共三行、小嶋久・小嶋政地働減額ニ永井共係ルコト、工事係  
リハ和田・中小路出勤ノコト、永井庄助ノ土方出来ニ付午前見  
分スルコト、小野利右衛門氏ヨリ村方貸付金之内百五拾円受取  
ル候也、西ノ口石橋上ケヲ五味梅吉へ金七円ニテ請負ヲサスコ  
トニ決ス、杭一丈貳尺壹本ニ付五錢、丈三尺は六錢五厘ト申居  
リ候ニ付、一応協議之上返答スルコト

十月六日 雨天 午前第八時頃ヨリ永井・小島兩名地働修正係  
ル、又西ノ口工事休、午后四時頃賀茂勢山行帰宅、永井次左衛  
門本月二日ニテ金六拾円借候処、小野利右衛門返金相成ニ付、  
其金ヲ以テ永井次郎右衛門及永井次左衛門兩名え八拾五円返金

ス、又藤田重郎兵衛辭職書差出ニ付、再度事務所罷越相成、再  
応依頼スル事

十月七日 晴天 午前第八時頃ヨリ事務及工事共休候也、奥海  
印寺村山行スル事

十月八日 晴天 <sup>(挿入)</sup>「工事藤田・民秋兩名候也」

午前第八時頃ヨリ古川杭打勤、又地働修正ニ係ル、又町役場ヨ  
リ車止請求書署分<sup>(マ)</sup>より差出ス事小使ヲ以テ依頼候也、町役場よ  
り海軍志願之者有之候ハ、取調候テ差出スコト、又賀茂勢山松  
木入札スルニ付、各区内人民望之者ヲ申入候テ山見行事、西ノ  
口橋台松木字寺戸山買求二行、民秋・小野・清水行買求候也、  
牛引車止札立ル事

十月九日 雨天 午前第八時頃ヨリ地働修正係ル、西ノ口工事  
ハ小の・永井次とも出張シ、午后壹時頃ヨリ西ノ口工事石上ノ  
事、古川杭打他ニ見当無之ニ付、工事係リ藤田・永井・小野・  
和田四名相談之上、工事場え出張スル事、同日晩ニテ橋石及浜  
石とも見当候ニテ夜業ニテ上リ候也

十月十日 晴天 <sup>(挿入)</sup>「同夜工事係リ相談スル事、民秋欠席、一東<sup>(統)</sup>



出勤ス、同日夜高橋平七西ノ口橋請取サス事十円候也、又人足十五錢ニテ約定」

午前第八時頃ヨリ地価修正ニ係ル、西ノ口工事係ルは中小路弥惣兵衛・和田伊兵衛兩名也、又中小路氏は寺戸山松木丸太人足十名ニテ取行事ニ係ル、和田伊兵衛は西ノ口工事場ニテ杭打及其他人足廻ス事

十月十一日 晴天 午前第七時、西ノ口工事係藤田重郎兵衛・清水兩名、桂川付替相談向日町津国、民秋・和田兩名依頼ス、又買入人足六名、高橋平七橋係ル事、地価修正係ル

十月十二日 雲天 午前第七時頃ヨリ西ノ口工事永井次左衛門・小野利右衛門、又今里区之第二山林上納ス、次地価修正ニ係ル、次二第<sup>（ママ）</sup>期山林宅畑上納切符書スル事、次二賀茂勢山松木入札ニ付、各組長其事各組内フレテモラフコト小使ヲ以テ通知スル、又明十三日組・ハ組式組ハ西ノ口道造人足出ル様通知スル事

十月十三日 晴天 午前第七時頃ヨリ工事西ノ口中小路弥惣兵衛・和田伊兵衛、い組中・ハ組中西ノ口道造人足出ス事、地価修正ニ係ル、了事

十月十四日 晴天 午前第七時頃ヨリ西ノ口工事係ル民秋・藤田兩名候也、砂持人足ろ組・に組式組候也、午后ヨリ藤田休日候也、永井・清水・民秋西三名西之口工事場へ出張シ、又同夜午后早々工事係リ七名・惣代式名集会スル事、西ノ口砂持人足ニテハ<sup>（掛）</sup>ハカトラズニ付、錢ニテ成工スル哉否哉ヲ談示候処、工事係リより、是ハ各組長集会シテ何ト何レハ大道ニテ其経費惣体戸数割ニスルニ付、各区戸々人足ニテ成工スル哉又錢ニテ成工スル哉否哉ヲ村中協義掛ケテ、其上各戸々意見上結局取極メスル事と決議スル事

十月十五日 雨天 午前第八時頃ヨリ地価修正係リ、又村中各伍長ニテ前夜ニテ人足件相談スル事、了候也テ早々事務所迄持参スル事、同日雨降ニテ午後八時ヨリ工事係リ集会シ、切所立番人足安藤庄之助・湯川岩次郎・永井庄助、耆人ニ付拾式錢ニテ雇入スルコト

十月十六日 雲天 午前第七時頃ヨリ地価修正係リ、西ノ口工事係リ永井次左衛門・和田伊兵衛、人足へ組・ホ組式組候也、又午后一時ヨリ地価修正一先町役場へ永井九郎左衛門氏、第二山林畑宅上納とも兼ニテ役場出頭致候也

十月十七日 晴天 午前七時ヨリ神風講ニ行コト、人足ハろ・  
 はノ二組テ、本日人足ろ組・は組、古川ヤスミ、永井庄助・永  
 井浅吉・中小路甚左衛門・安井与左衛門買入人足ノコト

十月十八日 晴天 <sup>(神)</sup>西ノ口道造人足へ組・口組式組テ候也」  
 午前七時頃ヨリ区長・惣代出勤ス、工事係り和田・中小路ニ出  
 勤ス、本日人足ハに組・へ組ニテ、買入人足四人、古川モ出勤  
 ルコト、<sup>(燈)</sup>幻登会ヲ開クコト、席ハ万福寺ヲ借ルコト、壱人長谷  
 川繁治郎ヲ買入スルコト、余ハ治三郎ヲ遣ス、午后六時頃ヨリ  
 切所及西ノ口両とモ古川五味梅吉杭打、竹ス及杭天結とも悉皆  
 手離ニテ勘定済候也

十月十九日 晴天 午前第七時頃ヨリ兩名出勤シテ事務係ル、  
 又西ノ口道造人足ハイ組・ホ組式組、工事係り民秋・藤田兩名  
 出勤スル事、又野畑伊之介死亡候ニ付、続テ小島政次郎字堀之  
 内荒地願書差出候、又通常村人足野上山及山ノ町ともミチ造人  
 足ニテ造ス

十月廿日 晴天 午前第七時頃ヨリ兩名出勤シ、事務所ニテ事  
 務係ル、西ノ口工事及南ノ口道直シ杭打始、工事係り永井次左  
 衛門、西ノ口土持人足ろ組・ハ組式組、又高橋平七西ノ口橋石

タラズニ付、秋田富三郎買求有之石ヲ我方譲リテモライテ買入  
 人足ニテハコパス事

十月廿一日 雨天、午后雲天 午前第七時頃ヨリ、西ノ口橋直  
 シ午后始メ、又買入人足ニテ川サラエスル事、午后より野上山  
 道之士持スル事、又午前今里区林宗兵衛氏事務所迄態出、加茂  
 勢山事答合ノ事

十月廿二日 晴天 午前第七時頃ヨリ西ノ口工事係ル和田伊兵  
 衛・中小路弥惣兵衛兩名、又西ノ口土持人足イ組・に組式組、  
 南ノ口杭打見行和田伊兵衛ニテ、又買入人足三名候也、同夜工  
 事係り集会ス、大神宮有志金ハ壱円ト定メ

十月廿三日 晴天 午前七時ヨリ出勤ス、ほ組・へ組ト鬪ヲシ  
 テ南ノ口ハへ組、西ノ口ほ組ト定メ、清水氏ハ加茂勢山ノ集会  
 ニ向日町津ノ平方へ行コト

十月廿四日 晴天 午前第七時ヨリ永井出勤ス、清水不勤、ほ  
 組・へ組人足相勤メ候、本日買入人足五名、民秋徳兵衛・藤田  
 重郎兵衛、同夜加茂セ山入札件ニ付望之者当事務所迄呼寄セ、  
 右委細御咄シ致居候也

十月廿五日 晴天 午前第七時頃ヨリ永井地価修正二付当役場へ行、又西ノ口工事係リ小の・永井、人足は五名候也

十月廿六日 晴天 午前第八時頃ヨリ西ノ口工事、買入人足五名、工事係リ和田伊兵衛壱人、地価修正老筆限取掛ル事  
〔<sup>種</sup>又西ノ口工事取敢荒方付ニ付取敢ス休ス事〕

午后六時頃ヨリ築山三郎兵衛事務所罷越シ、字吉備寺元墓所敷中立木売却相成度ト依頼相成候、委<sup>悉</sup>皆立木丈ケ壱円八拾錢築山三郎兵衛売却ス事永井・清水両名依テ定約候也

十月廿七日 雲天 午前第七時頃ヨリ一筆限り地価修正二係ル、又清水・民秋両名向日町津之平宅、十ヶ村組合農山字加茂勢山松木売却入札開札ニテ集會行事、午前第<sup>マ</sup>藤田重郎兵衛事務所罷越相成候也

十月廿七日 晴天 午前七時ヨリ永井・清水・小嶋両家出勤ス、清水加茂瀬山松木売却入札二津ノ平へ行コト

十月廿八日 雨降 午前七時ヨリ区長外小嶋政・小嶋久三名出勤ス、地価修正二係ルコト、清水氏ハ津ノ平昨日ヨリ続テ出張スル、秋田富吉ナル者妻つねノ入籍届ケヲスルコト

十月廿九日 雲天 午前第八時頃ヨリ兩名出張、外二小じま兩名出勤、地価修正二係ル事、清水廿七日・廿八日両日とも加茂勢山松木売却入札之事ニ付向日町津平宅行、帰宅廿八日午后十時頃事候也、先落札者第壱札久我村人民式つとも違ヒニ付取消シ、又次ノ第式番札森本村清水藤五郎、落札代金千五百八拾円也、永井九郎左衛門咄シスル事、次ニ地価修正係リ夜勤スル事、又次ニ小井川橋掛ケ係ル事

十月三十日 晴天 午前第八時頃ヨリ井上勘右衛門呼寄、牛車道造スル事咄ス、又次ニ荒地成地所伺書差出ス、印鑑証明正ニ差出スコト、地価修正二係ル事

十月三十一日 晴天 午前七時ヨリ区長・惣代出勤ス、小嶋兩名出勤ス、田反別之内ニ池反別入込之処、池反別引ニ付係ルコト、清水氏ハ加茂勢山件ニ付今里村へ行コト、続テ向日町津平へ集會スルコト

十一月一日 晴天 午前第八時頃ヨリ地価修正半日休、又永井氏午前半日事務二係ル、午后ヨリ小嶋政次郎・永井兩名地価修正取係ル、又清水続テ加茂勢山集會候事

十一月二日 晴天 午前第七時頃ヨリ村中例年通二領内道造スル事、又地価修正三名とも取係ル、午后一時頃ヨリ向日町役場より小使ニテ、只今農談会出品ノ事ニ付郡長松野氏及京都府(書)小記官森本氏及勸業課属長及五名都合八名出張ニテ、俄ニ永井・小島両名・清水四名向日町南真経寺出席シ、午后四時頃ヨリ帰宅ス

十一月三日 天長節、村中休日

十一月四日 天気 午前第八時頃ヨリ地価修正二係ル、続テ事務係ル、午后六時頃ヨリ各伍長集会スル事、各農番人定否哉議ス、又次ニ車止功成ニ付返上スル事、又各組長中へ水害見舞酒切手壹枚ツ、割事、壹組壹枚ツ、地価修正夜勤係リ事

十一月五日 晴天 午前第八時頃ヨリ地価修正二係リ、又清水氏は加茂勢山伐採勘定ニ向日町津の平宅え集会行、午后十一時頃ヨリ帰宅ス、又地価修正夜勤スル事

十一月六日 晴天 (挿入) 同日加茂勢山手付金割賦ヲ各伍長咄ス」午前第八時頃ヨリ地価修正二係リ、又村中農番小屋建スル事、同日夜より村中内各組々ニテ夜番廻ル事、同日午后各伍長当事

(所脱) 務集会ニ農夜番取極メ、字上川原より馬場境迄鎌田与蔵定、又南鉄道踏切より南志水菱川境迄藤田藤蔵定、又東ノ口より久我鶏冠井境迄長谷川繁次郎定ル事

十一月七日 晴天 午前第八時頃ヨリ地価修正二係リ、他事務取係ル、野畑伊之介死亡ニ付、死跡相続登記乞願書認メ弟熊吉戸主トナル書差出し、同日晩ニテ地価修正二夜勤ス

十一月八日 晴天 午前第八時頃ヨリ地価修正二壹筆畑分取係ル始也、其他事務(取カ)所係ル、又午前ヨリ伏見達八町繩道造有志依頼相見、村中デ五十銭有志スル事

十一月九日 雨天 午前第八時頃ヨリ地価修正一筆限合計算スルコト、午后壹時頃ヨリ向日町役場より、徴兵宿ニテ其区ニテ蒲団三拾式枚取纏メテ人足式人ニテ向日町役場差出ス事

十一月十日 晴天 午前第八時頃ヨリ地価修正一筆限合算済ニ付候、又午前第九時頃ヨリ昨日徴兵蒲団戻シニ相成候、午后一時頃ヨリ各戸毎ニ蒲団壹帖ニテ壹錢五厘ツ、付テ返却ス、又午後四時頃ヨリ小の利右衛門より天神宮札受テ事(当事務所カ)当所迄持参ノ事

十一月十一日 晴天 午前第八時頃ヨリ地価修正壹筆毎ニ認メ  
スルコト始メ、同日晩集会スルコト、小の・民秋・小じま両  
名・和<sup>（田脱之）</sup>・惣代両名、補成講日限定、共有金利子寄七日限定、又  
区會議員撰拳人及被撰拳人事相談スルコト

十一月十二日 雲天 午前第八時頃ヨリ地価修正ニ壹筆毎ニ認  
メ係ルコト、同日晩地価持一統集会スル事、本年作毛ノ相談ス  
ル事、又ハ<sup>（早稲カ）</sup>七并ニテ貸与ル事ニ決議ス

十一月十三日 晴天 午前第七時頃ヨリ一筆限ニ係リ、又郡費  
及町税とも切符認メスル事、区會議員被撰人名記スルコト

十一月十四日 晴天 午前七時ヨリ区長・惣代出勤ス、荒地検  
査御出張ニ相成、区會議員投票スルコト、開撰午後一時三拾分  
ニ開札済之コト

十一月十五日 晴天 午前第八時頃ヨリ堤坊負加金取纏メスル  
事、又地価一筆限認メルコト、又色々事係ル、又拾九日共有金  
利子持参ノ事各戸通知スル事

十一月十六日 晴天 午前第八時頃ヨリ地価修正延期願差出、

又地価一筆係ルコト、又旅所郷藏北物入カベナルコト、買入人  
足式名、町税・郡費とも切符配達ス、又上川原田毛見行事

十一月十七日 晴天 午前第八時頃ヨリ地価修正ニ一筆限係  
リ、事務スル事

十一月十八日 雨天 午前第八時頃ヨリ地価修正一筆限り、了  
続テ読合スル事、午前第九時頃ヨリ民秋徳兵衛建築費勘定シテ  
事務所差出相成候、又同人え富三郎人足賃渡ス事

十一月十九日 晴天 午前第七時頃ヨリ共有金利子寄セニテ、  
世話係リ一統揃え利子金取立スル事

十一月廿日 晴天 午前第八時頃ヨリ水害係リ帳簿取調スル  
事、同日ニテ民秋・和田・小の・小じま政四名相談スル事、次  
ニ報酬金夫々渡ス事

十一月廿一日 晴天 午前第八時頃ヨリ地価修正ニ一筆限ニ調  
印取ル事

十一月廿二日 晴天 午前第八時頃ヨリ補成講相勤候間、世話

方中相揃、午后六時頃ニ帰宅ス

十一月廿三日 雲天 午前第七時頃ヨリ他所一筆限調印スル事、又小西与右衛門補成講落札相成候金受取ニ罷越候事

十一月廿四日 晴天 午前第八時頃ヨリ永井弥四郎妻受籍差出スコト、焼火(マ)ニテ各伍長献供スル事、村中休

十一月廿五日 雲天 午前第八時頃ヨリ中小路熊五郎私生届ケ差出スコト、又明廿六日秋田駒吉徴兵入營ニ付、村中境界迄見送ル様触ル事、焼火勘定スル事

十一月廿六日 雨天 午前第五時頃ヨリ秋田駒吉東京近衛歩兵入營ニ付、村中一統見送リトシ当村小畑川迄見送ル事、区長・惣代・該組丈ケは山崎ステンシヨ迄見送ル事、同日晩小じま両名依頼シテ一筆限取調スル事

十一月廿七日 雨天 午前第八時頃ヨリ町会開設ニ付、清水・永井・小じま両三名南真経寺出頭スル事、午后三時頃ヨリ又一筆限取調スル事、続テ夜勤シ、午前第三時帰宅ス

十一月廿八日 晴天 午前第八時頃ヨリ一筆限小計、反別及地租寄セスル事ニ付、小の五郎右衛門・小の利右衛門・小じま両名依頼シテ、午后三時頃ニ差出ス事ニ相成候也

十一月廿九日 晴天 午前八時ヨリ地価修正費取纏メ帳簿ヲ係ルコト、午後早々ヨリ郡役所へ読合セニ区長・惣代両名共行、午後六時帰宅ス

十一月三十日 晴天 午前八時ヨリ兩名出勤ス、修正費ニ係ルコト

十二月一日 晴天 午前七時ヨリ区長・惣代出勤ス、修正費反別係リ切符ヲ各伍長へ送附スルコト、神風講大麻ヲ戸別ニクバルコト、伊勢講席鳥好壺人前式拾錢膳分、酒ハ外、当日ヨリ植田九郎兵衛社入スルコト、都合式拾四人

十二月二日 晴天 午前七時頃ヨリ出勤ス、会議々案(カ)ニ係ルコト

十二月三日 晴天 午前七時ヨリ区長・惣代出勤ス、修正費取纏メスルコト

十二月四日 晴天 午前第八時頃ヨリ修正費取纏メニ付勘定スル事

十二月五日 晴天 午前第八時頃ヨリ永井休、清水は電信柱地位等取調候也、又午后五時頃ヨリ植田九郎兵衛金三拾円貸付スル事

十二月六日 晴天 地価修正ニ付再調係ル事

十二月七日 晴天 地価修正ニ付再調係ル事

十二月八日 晴天 地価修正ニ付再調候事

十二月八日 地価修正ニ付再調候事

十二月九日 地価修正ニ付午前取調済ニ付、午后ヨリ郡役所差出入事

十二月十日 社倉金ノ利子寄セスル事、又各伍長より各人民より貢年減米依候付、伍長事務所相見候也

十二月十一日 午前八時ヨリ地価持一統集会ス、地主・小作直ニ示談スルコトニ決ス、午後ヨリ弍千円以上地価持集会シテ、上作米取押ヘノ件ヲ取調ヘルコト、退席ス、午後十一時也

十二月十二日 雨天 午前八時ヨリ出勤ス、同日午前十一時頃ヨリ真経寺ヘ町会ニ出勤スルコト

十二月十三日 晴天 午前第八時頃ヨリ和田伊兵衛社倉金より神風講中へ補金、和田伊兵衛貸付ス、続テ区費取纏メ下調スルコト

十二月十四日 晴天 午前第八時頃ヨリ区費下調スル事、同日晩各伍長集会シテ、区費徴収法方取極メスル事

十二月十五日 晴天 午前第八時頃ヨリ区費取調帳簿ニ係ル事、同日晩社倉金世話方集会シテ、社倉金帳簿貸付及決算スル事、午後十二時余ニテ退散ス

十二月十六日 晴天 午前第八時頃ヨリ区費取纏メ切符及米寄セとも係ルコト

十二月十七日 晴天 午前第八時頃ヨリ小畑川側受敷残り反別  
取調行事、同日晩ニテ農社<sup>(勤脱力)</sup>田地小作人減米願候付早々世話方集  
会シ、午后十一時退散ス

十二月十八日 晴天 午前第八時頃ヨリ小作人示談致居候旨承  
諾セス、再集会スル事ニテ

十二月十九日 晴天 午前八時ヨリ兩人村費地係リヲ纏メルコ  
ト、各伍長衆戸別出シ米年貢米ヲ取達ス、本日午後七時頃ヨリ  
村内入札スルコト、上米三石、老石ニ付七円四錢ニ和田伊兵衛  
へ落札ス、八石六斗八老石ニ付六円八十錢五厘ニ上田九郎兵  
衛へ落札スルコト、午後十一時退席スルコト

十二月廿日 晴天 午前八時ヨリ永井出勤ス、午前町役場へ出  
勤スルコト、清水氏法華寺年貢よせ出勤スルコト

十二月廿一日 晴天 休、京行スルコト

十二月廿三日 晴天 午前八時ヨリ兩名出勤ス、永井五兵衛貸  
付金証々裏書公証取消願ヲスルコト、村方経費払方勘定スルコ  
ト

十二月廿三日 晴天 午前第八時頃ヨリ兩名出勤シ、永井氏地  
佃修正ニ付郡役所へ出頭シ、清水・植田九郎兵衛及和田伊兵衛  
借用証々認メテ神輿金世話方差出事、又同日晩ニテ本年水害  
ニ係経費決算書、各功事係リ合算被下度様相談スル事、續テ明  
日小畑川堤坊<sup>(置)</sup>笠置ノ事示談スル事、退席時間午后十時十五分ニ  
退場ス

十二月廿四日 雨降 午前八時ヨリ兩人出勤ス、外水害係員出  
勤ス、堤坊笠置事件ヲ堤坊持主へ申渡スコト

十二月廿五日 天晴 午前八時ヨリ惣代并工事係り出勤ス、永  
井不勤、堤坊実地へ見分スルコト、笠置土ヤリカタヲ心見スル  
コト、会計へ金ヲ預ケ事

十二月廿六日 天 午前八時ヨリ兩人出勤ス、村方講金出入押  
印簿并ニ渡シ金日計簿拵ルコト、各伍長へ伍長投票用紙ヲ渡ス  
コト、村方田地小作人へ貸米ノ証証ヲ拵ルコト

十二月廿七日 晴天、雲天 午前第八時頃ヨリ当村持泉庵盜難  
届ケテ差出、物品拾六點盜取コト、森山儀兵衛昨年養水講金貸  
付候処、今般藤田治郎吉切換証々スル事、同日晩ニテ堤防笠置



ヲ再集会スル事

参考資料

（表紙）

「明治拾七年七月

役員拜命簿

乙訓郡上植野村」

明治十七年七月七日

総代拜命

明治十七年七月一日

組長拜命

民秋岩次郎  
清水市右衛門

い 湯川伊之助

ろ 秋田富三郎

は 永井次郎右衛門

に 永井伍兵衛

ほ 藤田吉之助

へ 藤田重郎兵衛

明治十八年一月一日ヨリ

総代拜命

明治十八年一月ヨリ

伍長拜命

永井九郎左衛門

小嶋久兵衛

い 林田亀治郎

明治十八年二月十五日ヨリ

宮惣代拜命

明治十九年一月一日

総代

組長

民秋岩次郎  
清水市右衛門

い 湯川伊之助

ろ 堀池半右衛門

は 植田嘉左衛門

に 小野喜四郎

ほ 藤田治郎吉

へ 安井直次郎

氏子総代

同

同

永井九郎左衛門

小嶋久兵衛

永井九郎左衛門

小嶋久兵衛

植田嘉右衛門

明治十九年四月三十日

村会議員

植田嘉右衛門

明治十九年五月十六日

地持総代

永井九郎左衛門

小嶋久兵衛

秋田富三郎

明治十九年五月十九日

掃除委員

永井治郎右衛門

明治二十年一月一日ヨリ

村惣代

永井九郎左衛門

小嶋政次郎

林田亀次郎

秋田駒吉

永井治郎右衛門

永井五兵衛

藤田吉之助

植田嘉右衛門

へ同

氏子宮惣代

清水市右衛門

藤田重郎兵衛

明治二十年三月三十日

向日町外五ヶ村聯合議員拜命

永井九郎左衛門

明治二十年六月

村會議員当撰

清水市右衛門

永井九郎左衛門

小嶋久兵衛

明治二十年六月

町村會議員当撰

植田嘉右衛門

清水市右衛門

藤田重郎兵衛

中小路弥三兵衛

明治廿壹年一月五日 諸役名簿改

明治廿壹年一月

総代拜命

清水市右衛門

小嶋久兵衛

明治廿壹年一月九日

宮惣代拜命

永井九郎左衛門

小嶋政次郎

町村會議員

永井九郎左衛門

清水市右衛門

小嶋久兵衛

向日町外五ヶ村

中小路弥惣兵衛

植田嘉右衛門

聯合町村會議員

永井九郎左衛門

清水市右衛門

各組長

イ組

口組

湯川伊之助

小林喜平次

京都府乙訓郡上植野村総代日誌 (五)

明治廿五年一月ヨリ	八組 二組 ホ組 ハ組	植田九郎兵衛 中小路弥惣兵衛 藤田吉郎右衛門 藤田重郎兵衛
村惣代	永井九郎左衛門	
宮惣代	小嶋政次郎	
	清水市右衛門	
	小嶋久兵衛	
各伍長	林田亀次郎	
	清水市右衛門	
	永井治郎右衛門	
	小野喜四郎	
	和田伊兵衛	
	小野幸太郎	
同六月ヨリ	ハ ホ ニ ハ ロ イ	
農務委員	民秋徳兵衛	
同三月廿日ヨリ	事務所留主居	
同七月一日ヨリ改正	長谷川とみ	
	区長	
	代理人	
明治廿五年七月ヨリ	永井九郎左衛門	
	清水市右衛門	
同廿五年四月迄	区長	
	永井九郎左衛門	
	勸農社当番	明治廿四年
	民秋徳兵衛	
	勸農社当番	明治廿五年四月
	区長	
	清水市右衛門	
	小野利右衛門	
	勸農社当番	明治廿六年四月ヨリ
	区長	
	民秋徳兵衛	
	和田伊兵衛	
	永井弥三郎	
	永井五兵衛	
	病氣二付	
	秋田富三郎	
	清水市右衛門	明治廿七年四月ヨリ
	永井九郎左衛門	
	湯川伊之助	
	小林喜平次	
	植田九郎兵衛	
	永井五兵衛	
	和田伊兵衛	
	安井直次郎	
	清水市右衛門	明治廿八年四月ヨリ
	区長	
	清水市右衛門	
	勸農社当番	明治廿八年六月六日ニテ衛生組長拜命ス
	民秋徳兵衛	

勸農社当番 小嶋久兵衛

各伍長

明治廿八年六月六日ニテ衛生委員拜命ス

中小路三之介

秋田三之介

植田嘉左衛門

中小路弥惣兵衛

小林龟次郎

植田嘉右衛門

(第20期第9研究会による成果)